

令和5年度福島県立高等学校入学者選抜における 外国人生徒等に係る特別枠選抜募集要項

福島県立福島南高等学校
〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮17
電話 024-523-4740(代) F A X 024-521-6400

1 募集学科及び募集定員

課程	学科	募集定員
全日制	国際文化科	若干名

2 出願資格

外国人生徒等に係る特別枠選抜に出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかの出願資格を有する者で、かつ(3)の①又は②の条件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 福島県立福島南高等学校（以下「本校」という。）において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 外国人生徒等に係る特別枠選抜に関する条件
 - ① 外国人生徒の場合
保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が3年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。
ただし、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として、入国した日から令和5年2月1日現在で3年が経過していない場合をいう。
 - ② 海外帰国生徒の場合
海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和5年2月1日現在、帰国後3年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。
ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

3 出 願 方 法

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、福島県立福島南高等学校長（以下「本校校長」という。）に出願する。
- (2) 前記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。
ただし、前記「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業後と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者は、在外教育施設の長を通して、本校校長に出願する。

4 出 願 期 間

- (1) 受付期間は、令和5年2月3日（金）から2月8日（水）までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、受験票返信用の封筒（長形3号、宛名明記、速達・書留用 779 円切手貼付）を同封の上、令和5年2月8日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。なお、返信用封筒宛名は中学校卒業後及び卒業見込みの者は、在学（卒業）中学校長宛、それ以外の者は本人宛とする。
- (4) 在外施設等からの出願に関しては、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（所定の様式）
入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
 - ② 令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。所定の様式）
ただし、調査書の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。また、年齢 20 歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は令和5年2月3日（金）から2月8日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 - ③ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの。所定の様式）
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。所定の様式）
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 健康診断書（令和5年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、前記「2 出願資格」の「(2)中学校卒業後と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除する。
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ④ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの。所定の様式）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。所定の様式）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（所定の様式）を添付する。

- (4) 外国人生徒等については、そのことを証明する次の書類を添付する。
 - ◇外国人生徒……………市町村長が発行する「住民票の写し」
 - ◇海外帰国生徒……………海外生活を証明する書類（在住期間明示のもの）
- (5) 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書（様式特枠1号）
- (6) その他本校校長が必要とする書類

6 選抜方法

志願者には作文と面接及び基礎学力検査を課し、以下の(1)から(4)の選抜資料により、本校教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書、履修証明書、学習成績証明書等
- (2) 作文
 - 日本語による50分の作文を実施する。あるテーマに関して、600字程度で自分の意見等を述べる。
- (3) 面接
 - 日本語及び英語による個人面接を実施する。
- (4) 基礎学力検査
 - 国語、数学の2教科で実施し、検査時間はそれぞれ50分とする。

7 作文・基礎学力検査等の実施

- (1) 検査日時 令和5年3月3日（金）
 - ・集 合 時 刻 午前8時10分
 - ・作文・基礎学力検査 午前9時～
 - ・面 接 午後1時10分～
- (2) 会 場 福島県立福島南高等学校
 （当日は同じ敷地内で福島県立ふくしま新世高等学校の学力検査も行われるので、掲示等に注意すること）

- (3) 作文・基礎学力検査・面接の日程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10
作文	休	数 学	休	国 語	昼 食	面 接
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	

- (4) 注意事項
 - ① 当日は次のものを持参する。
 - 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規
 （ただし、下敷、分度器は使用できない。また、分度器機能を有する定規等や3辺の長さの比が記載された三角定規など検査の趣旨に反するものの使用は認めない。）
 - ② 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まない。
 - ③ 携帯電話等の通信機器は持ち込まない。

8 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、作文・基礎学力検査等実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた「学校において予防すべき感染症」（新型コロナウイルス感染症を除く）を指すものとする。

(1) 作文・基礎学力検査等

- ① 検査日時 令和 5 年 3 月 9 日（木）
- ・集 合 時 刻 午前 8 時 10 分
 - ・作文・基礎学力検査 午前 9 時～
 - ・面 接 午後 0 時 50 分～

② 会 場 福島県立福島南高等学校

③ 作文・基礎学力検査・面接の日程

9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50

作文	休	数学	休	国語	昼食	面接
----	---	----	---	----	----	----

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分)

(2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、作文・基礎学力検査等実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患志願者追検査等受験願（所定の様式）に医師の診断書を添付し、令和 5 年 3 月 7 日（火）午後 4 時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者及び選抜の一部が未完了となった者が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患志願者追検査等受験願の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、令和 5 年 3 月 7 日（火）午後 4 時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、追検査等を欠席することが明らかな状態で、新型コロナウイルス感染症対応選抜第 1 日程への出願を希望する場合でも、追検査等受験の手続きを行う。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(3) その他

①令和 5 年 3 月 3 日（金）の作文・基礎学力検査等の際、インフルエンザ罹患志願者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。また、この場合、作文・基礎学力検査のいずれか 1 つでも受験した志願者は、追検査等を受験できない。

②新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ、前期選抜の一部が未完了となった者は、新型コロナウイルス感染症への対応により受験未完了となった選抜の意思連絡書（所定の様式）を令和 5 年 3 月 7 日（火）午後 4 時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

9 合格者発表

- (1) 発表日時 令和5年3月15日(水)正午以降
- (2) 発表場所 福島県立福島南高等学校
- (3) 合格通知書 合格者に交付する。その際、受験票を提出すること。
- (4) その他 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

10 その他

- (1) 以上のほかは、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
- (2) 不明の点があれば、本校に直接問い合わせること。
- (3) 合格者の氏名や番号等についての電話による照会等には一切応じない。